

様式第1号の2(第4条の3関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画(変更計画)書

令和5年 6月23日

(宛先) さいたま市長

提出者

住所 埼玉県さいたま市中央区本町西4丁目11番10号

氏名 株式会社 クワバラ・パンぷキン

代表取締役 桑原 幹夫

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-852-7496

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条の2第1項の規定により、令和5度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成・変更したので、提出します。

事業所の名称	株式会社 クワバラ・パンぷキン 解体事業部
事業所の所在地	埼玉県さいたま市中央区本町西4丁目11番10号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
変更の概要	変更なし

当該事業所において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業(建築一式工事、とび土工工事等)
② 事業の規模	15,053千円(元請完成工事高、税込)
③ 従業員数	66名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建築物の解体・改修工事 ↓ 自社運搬(埼玉県収集運搬業許可、優良産廃処理事業認定) ↓ 自社中間処理工場(埼玉県処分業許可、優良産廃処理事業認定) ※別紙参照及び、がれき類は現場周辺の再生事業者へ処理委託 ↓ 廃棄物の再生及び売却 ↓ 残さ物の最終処分(自社栃木県最終処分場埋立)及び2次処理委託

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※別紙参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（ 4 年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙1参照	別紙1参照
排出量	別紙1参照	別紙1参照

(これまでに実施した取組)  
作業範囲が狭く、重機が入ることのできない住宅密集地において木造建築物等は、最も環境負荷の少ない「手こわし解体工法」を実施し各品目別に解体、積込み、搬出を行っています。またそれらの解体技術を活かし機械を使用した解体工事においても、内部造作や屋根材等は手作業により可能な限り事前に撤去し、処理が困難な混合廃棄物の発生防止に努めています。

② 計画

【目標】混合廃棄物の排出量の削減

産業廃棄物の種類	別紙1参照	別紙1参照
排出量	別紙1参照	別紙1参照

(今後実施する予定の取組)  
・分別解体、分別積込みの徹底継続  
・石膏ボード等の内部造作物、屋根材及び建具等事前撤去の継続  
・携帯電話を活用した現場状況写真の常時監視システムの運用  
・安全環境パトロール活動の定期実施継続  
・従業員への分別方法及び廃棄物処理に関する定期教育の実施継続

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  
木くず…石膏ボード等の内部造作物の100%事前撤去  
がれき類…小割し鉄筋と分別  
廃プラ類…機械解体前に事前撤去、生活残材の解体前撤去  
混合廃棄物…外壁（モルタル造等）と解体残土の混入防止  
ガラスくず等…屋根材等の撤去には、フレコンバック活用による他の廃棄物混入の防止  
金属くず…サッシ等の建具の機械解体前に100%事前撤去  
繊維くず…畳等の内部造作は機械解体前に100%事前撤去

③ 計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  
・現状の分別を継続する。

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
① 現状	【前年度（ 4 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	金属くず	廃プラ類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	47.61 t	80.99 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・木くず破砕による燃料チップ製造 ・がれき類破砕による再生砕石製造 ・廃プラスチック類圧縮減容によるRPF化 ・燃料チップ、がれき類、RPFの安定した販路確保				
② 計画	【目標】 廃プラ類のリサイクル率の向上				
	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	金属くず	廃プラ類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	47.61 t	80.99 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・現在の取組の継続 ・解体作業時に品目別に分別解体、および他の廃棄物との混合しないよう注意する。				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
① 現状	【前年度（ 4 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃プラ類		混合廃棄物	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量				
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.6 t		1.6 t	
（これまでに実施した取組） 特になし					
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラ類		混合廃棄物	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量				
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.6 t		1.6 t	
（今後実施する予定の取組） 特になし					

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 4 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等 / 廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	5.8 t / 0 t
	(これまでに実施した取組) ・廃プラスチック機械解体前に事前撤去、生活残材物の解体前撤去 ・屋根材撤去時にフレコンバックを活用し、他の廃棄物の混入による混合廃棄物発生を防止し、最終処分量の縮減	
② 計画	【目標】 廃プラスチック類の最終処分量の縮減	
	産業廃棄物の種類	ガラスくず等 / 廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	5.8 t / 0 t
	(今後実施する予定の取組) ・埋立をする廃棄物の体積の縮小 ・廃プラスチック類の更なる分別解体徹底、及び中間処理の選別により最終処分場への搬入量の縮減	

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 4 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	ガラス陶磁器くず	廃プラスチック類	石膏ボード	繊維くず	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
	全処理委託量	0 t	52.09 t	14.44t	5.48t	10.04 t	1.94 t	22.4 t	9.5t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	14.44t	0 t	0 t	1.94 t	2.97 t	9.5 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	52.09 t	0 t	5.48 t	7.41 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	22.4 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・法的及び自社基準による委託先業者の選定 ・焼却処理を行う廃棄物の熱回収業者への処理委託 ・コンクリートガラの小割による金属くずとの分別 ・コンクリートガラへの他の廃棄物混入防止								

(第5面)

産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	ガラス陶磁器くず	廃プラスチック類	石膏ボード	繊維くず(量)	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
	全処理委託量	0 t	52.09 t	14.44t	5.48t	10.0 4 t	1.94 t	22.4 t
0 t	0 t	14.44t	0 t	0 t	1.94 t	2.97 t	9.5 t	82.0 t
0 t	52.09 t	0 t	5.48 t	7.41 t	0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	22.4 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法的及び自社基準に加え、優良認定の有無による委託先業者の選定</li> <li>・焼却処理を行う廃棄物の認定優良熱回収業者への処理委託</li> <li>・コンクリートガラの小割による金属くずとの分別</li> <li>・コンクリートガラへの他の廃棄物混入防止</li> <li>・石膏ボードの再資源化率の向上</li> <li>・分別解体徹底による混合廃棄物の低減</li> </ul>								
<p>②計画</p>								
<p>※事務処理欄</p>								

(第6面)

備考

- 1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万 $\text{m}^3$ 以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万 $\text{m}^3$ 以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該提出をすることができないと認められるときは、市長が定める期限までに提出すること。
- 3 「変更の概要」の欄は、処理計画の内容を変更する場合に記入することとし、その記入に当たっては、変更をした部分について、変更前及び変更後の概要を対照させること。
- 4 「当該事業所において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業所において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※事務処理欄は記入しないこと。

注 様式は日本産業規格A4により作成すること。

## 別紙 1

① 令和4年4月1日～令和5年3月31日 建設系廃棄物 内訳

木くず	がれき類	ガラス陶磁器くず等	廃プラ類	金属くず	石膏ボード	繊維くず	石綿含有	混合廃棄物
47.61 t	1603.7 5 t	16.00 t	4.05 t	9.80 t	11.64 t	2.73 t	82.0 t	11.77 t